議　　第　１４７　号

令和 ７ 年 ６ 月１０日提出

和解の成立について

熊本市立中学校の校長に係る損害賠償請求事件について、熊本地方裁判所の和解勧告に従い、次のとおり和解を成立させる。

熊本市長　　大　西　一　史

１　相手方

熊本市立中学校の生徒であった者

２　事件名

熊本地方裁判所　令和６年（ワ）第１２１号　損害賠償請求事件

３　主な請求内容

相手方は、市に対し、金３３０万円及びこれに対する令和３年３月５日から支払済みまで年３分の割合による金員を支払うよう請求する。

４　和解条項

(1)　市は、相手方に対し、令和３年３月５日の校長室における話し合いにおいて、当時の学校長が当時不登校であった相手方にとって威圧的と感じるような言動をしたことについて、遺憾の意を表する。

(2)　市は、本件の重要性に鑑み、今後、教育の現場において、より一層、一人一人の生徒の特性に配慮した対応を心掛けて対応するよう指導することを約束する。

(3)　相手方は、その余の請求を放棄する。

(4)　相手方及び市は、相手方と市との間には、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(5)　訴訟費用は、各自の負担とする。

（提出理由）

熊本市立中学校の校長に係る損害賠償請求事件について、熊本地方裁判所の和解

勧告に従い、和解を成立させるため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。